

令和7年度 介護保険施設等集団指導 運営指導における主な指摘事項 (福祉用具系サービス)

- 1 運営指導における主な指摘事項
- 2 令和7年度運営指導の重点事項（13項目）

鹿児島市 指導監査課



対象サービス

【福祉用具貸与】

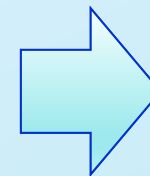
【特定福祉用具販売】

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

改善方法

運営規程の内容に記載不備がある。



運営規程に定めておくべき事項は、運営指導の際に提出していただく自己点検表に記載してありますので、参考にしてください。（市ホームページに掲載※）

運営規程をご確認いただき、内容に記載不備がある場合は是正し、運営規程の変更届を、市長寿あんしん課へ提出してください。

（※市ホームページ>健康福祉>指導監査>自主点検表・事前提出資料など）



◀QRコード

勤務表に、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別を明確にしていない。



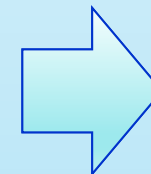
勤務表は、事業所ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

※勤務表の内容に不備がないか確認してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

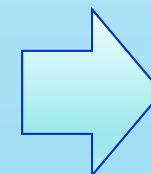
福祉用具専門相談員の資質の向上のための、福祉用具に関する研修の機会を確保していない。



改善方法

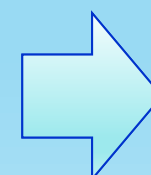
研修への参加の機会を年間研修計画を作成し、計画的に確保してください。

事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員を2人以上配置していない。



常勤換算で2人以上の配置をしてください。

当該事業所の福祉用具専門相談員であることを確認できない。



雇用契約書又は辞令等により、当該事業所の従業者であることを明確にしてください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

事業所の見やすい場所に、運営規程その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。



改善方法

事業所内の見やすい場所に掲示してください。なお、これらを記載した書面を事業所に備え付け、いつでも自由に閲覧させることで、掲示に代えることができます。

事業所に、取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料（販売費用の額）その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていない。



利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に目録等を備え付けてください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。



改善方法

事業所の従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用契約書や誓約書等により、従業者との雇用契約時等に取り決めるなどの措置を講じてください。

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者や家族へ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない。



文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスを受けることについて同意を得てください。これについては、書面によって確認することが望ましいです。

サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ同意を得ていない。



あらかじめ文書により、利用者及び家族それぞれから同意を得てください。サービス提供開始時に、包括的な同意を得ておくことで構いません。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

サービスの提供に当たって、利用者の心身の状況、置かれている環境、医療・福祉サービスの利用状況等を把握したことを確認できない（記録等がない）。

計画を作成していない（期間がある）。

改善方法

福祉用具の貸与・販売の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、把握した内容を記録等に残してください。

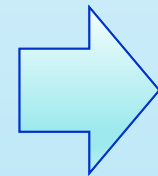
福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、計画を作成してください。

ケアプランの目標期間終了時などに計画の未作成が見受けられます。ケアマネジャーと連携し、ケアプランや事業所のアセスメントに基づいて、サービスや期間の切れ目がないように計画を作成してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

貸与と販売に係る計画を一体的に作成していない。



改善方法

福祉用具貸与計画の作成について、特定福祉用具販売の利用がある場合は、計画を一体的に作成してください。

介護予防福祉用具貸与計画、特定介護予防福祉用具販売計画に、サービスの提供を行う期間の記載がない。



介護予防福祉用具貸与計画及び特定介護予防福祉用具販売計画には、目標や具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）の他、サービスの提供を行う期間についても記載してください。

福祉用具貸与の提供に当たって、全国平均貸与価格等に関する情報を提供していない。



福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得てください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

- ・計画の内容について、利用者や家族へ説明し、同意を得、交付していない（確認できない）。
- ・計画の作成や利用者等への説明・同意・交付がサービス提供日より遅れている。



改善方法

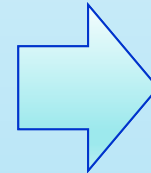
福祉用具専門相談員は、計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（福祉用具系サービス）

指摘事項

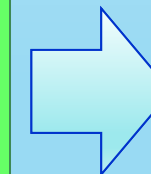
計画の作成後、実施状況の把握を行っていない（確認できない）。



改善方法

福祉用具貸与計画作成後、当該計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、その内容を記録に残してください。また、必要に応じて計画の変更を行ってください。

提供したサービスの具体的なサービスの内容を記録していない。



サービスの提供や使用状況の確認又は使用方法の指導・修理等を行った際は、具体的なサービスの内容や心身の状況等を記録に残してください。

2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（1）利用者の安心・安全の確保（5項目）

- ① 「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ② 「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。※1
- ③ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業者への周知）は適切に行われているか。※2
- ④ リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑤ 医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。※3

※1 ②は、計画系・訪問系・通所系・福祉用具系については、委員会の開催・指針の整備・研修の取り組みは対象外

※2 ③は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

※3 ⑤は、計画系・福祉用具系は対象外



2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（2）サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

（2項目）

- ① 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ② 計画に沿ったサービスが提供されているか。



2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（3）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（3項目）

- ① 人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ② 定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。 ※1
- ③ 勤務表等により勤務体制が確保されているか。

※1 ②は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外



（4）介護報酬の適正な取扱い（3項目）

- ① 不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。

